
6番 直江修市議員

議長（大西慶治君） 次に、通告順8番、直江修市議員の質問を行います。
それでは、通告順8番直江修市議員の発言を許可します。直江修市議員。

（6番 直江修市議員 登壇）

6番（直江修市君） 地方分権、地域主権について質問をいたします。中央省庁への不信感を背景に、政財界や地方6団体からも地方分権が大きく叫ばれております。そこでは国と自治体を対立的に描き、住民の暮らしにかかわることはすべて地方に任せるべきという声が支配的です。

しかし憲法に保障された国民の権利を実現するには、最低限必要とされる水準に国が責任を持ちながら都道府県、市町村がそれぞれ地域の実情に応じた工夫を重ね合わせる必要があります。地方分権と言いながら、この間やられてきたことは、三位一体改革による地方交付税など、地方財源の大幅削減と市町村合併の押しつけでありました。今、分権というなら国はこうした地方を切り捨てによって壊された地域経済と地方自治を回復される取り組みを、財源を補償して全力で応援することだというふうに思います。そこで地方分権の大きな中身であります権限移譲について伺います。権限移譲について長野県阿智村長の岡庭一雄氏は、今までに権限移譲してよかったことは、中山間地帯に住んでいるものとしては鳥獣駆除の権限を、町村長にもらったことだと述べられておりますが、町においては今までの権限移譲により、住民のサービス向上、行政の効率化に結実した事務事業と財源について、まず伺います。

2項目です。今、地方分権改革に変わり地域主権改革という造語が、新政権によって採用されております。地域主権については、地域ことは地域に住む住民が決めるあり方へ、そして住民がその行動と選択の結果及びみずからの暮らす町や、村の未来に責任を負うあり方へ、日本国家を転換させること。そのために地方ができることについて、国の権限や財源を精査した上で、地方へ移譲していく改革を押し進めることとしております。2010年度、町長施政方針

及び主要事項説明において、地域主権による権限移譲に対応できる政策、立案能力向上を目指した人づくりに重点をと述べられておりますが、いかなる権限が移譲されるのか問います。

これは義務づけ、枠づけの見直しの中で、条例制定権の拡大、こういうことで地方が行政を実施する仕組みを構築できるようにしていくということからを受けての考えだというふうに思うんですけども、この点について伺います。

3点目です。自公政権は道州制導入を前提とした地方分権改革を進める体制をつくった。民主党政権も国の役割を外交、防衛等に限定し、法令による義務づけ枠づけを大幅に見直し、国の出先機関を原則廃止し、都道府県事業の3分の2を基礎自治体に移譲するとしており、自民党の役割分担論をそのまま踏襲しております。その地域主権戦略大綱の骨子案が出され、今月中のとりまとめに向けて作業が進められているとのことでもあります。ここには地域主権改革を進めれば地方自治体間で行政サービスに差異が生じる、首長や議会を選ぶ住民の判断と責任は重大とあり、国の責任を投げ捨て、責任も住民に負わせようとする姿勢が見られるとの指摘がなされております。

また公共サービスに対する国の財源補償である補助金をなくし、用途を定めない一括交付金をつくることについても、補助金のほとんどは社会補償や教育のための義務的経費であり、これがなくなれば福祉や教育などの最低水準を確保することも難しくなり、地域格差を広げることになるとの批判があがっております。さらに骨子案では、基礎自治体が自主的、総合的に行政を実施できるようにと求めております。これは合併など自治体の規模拡大を市町村に迫るもので、自治体行政を住民から遠ざけ地方自治を破壊する道州制につながるものであります。

全国町村会も道州制導入のこれまでの議論は、政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚から遊離したのであること。そして道州制の導入によりさらに市町合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくと述べ、強制合併につながる道

州制には断固反対していくと、08年11月の大会で特別決議を上げ、その立場で行動を続けているとのことであります。町長の見解を伺います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは地方分権・地域主権についてお答えをいたします。まず1点目の「今までの権限移譲により住民へのサービス向上、行政の効率化に結実した事務事業と財源」についてのご質問でございます。

住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な基礎自治体において、自主的・主体的に実施すべきという、ニア イズ ベターの考え方から、三重県から町への権限移譲については、平成17年度から平成21年度までを推進期間とする「三重県権限移譲推進方針」に基づき「三重県の事務処理の特例に関する条例」によって進められてまいりました。

また、国からの権限移譲につきましては、平成19年度に「地方分権改革推進法」が施行され、内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」の第1次勧告、平成20年5月でございますが、これにおきまして、基礎自治体に法定権限移譲すべき事務として64法律の359事務が示されたところでございます。

当町におきましても、平成22年4月1日現在で、三重県から31事務の権限移譲を受けておりまして、限定的ではありますが処理期間が2週間程度早まるなどの住民サービスにつながっております。その権限移譲されました主な事務事業は、公的個人認証サービス発行手数料の徴収及び納付事務、これが34件でございます。それから有害鳥獣駆除の許可事務322件、それから農地の権利移転の許可事務25件でございます。こういうこととなっております、合計453件で、県負担金として特別処理事務交付金238万2000円を収入しているところであります。

2点目の「いかなる権限が移譲されるのか」についてでございますが、1点目でお答えいたしましたように、第1次勧告で、基礎自治体に法定権限移譲すべき事務として、64法律の359事務がございます。また昨年12月には内

閣府設置の「地域主権戦略会議」において、今後の地域戦略の工程表いわゆる原口プランでございますが、これが示されました。

この中で権限移譲に関しましては、この夏に地域主権戦略大綱が策定され、年度末に第2次一括法案として提出される予定でございます。この第1次勧告で町村に関係のあるものと申し上げますと、64法律の中で、高压ガス保安法にかかる特定施設の保安検査報告届け、それから協会が行った保安検査の報告などの権限。それから火薬類取締法にかかります火薬庫の設置許可、火薬類の消費の許可などの権限。そして地方自治法にかかります町または字の区域の新設等の届出受理、告示の権限の3法案、約30事務でございます。

基本的にこの中から省庁との調整を行った後に、地域主権戦略大綱に盛り込まれまして、一括法案の提出となりますので、国から町村への権限移譲は限定的なものと考えております。一方にそれに先行しまして、法令によります自治体への義務づけ・枠づけの見直しも行われております。

例えば道路の構造の技術的基準、児童福祉施設の設備運営に関する基準の見直し、地域防災計画の協議から届出への見直しなどがございます。さらに、1点目でお答えいたしましたように、県からの権限移譲が少なからず進んでおりますことから、今年度より年2回以上の研修を受けるよう職員に指示をしているところでございます。また地域の課題に対して町民目線で独自の政策立案ができることを念頭に、人づくりに取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をお願いし、答弁いたします。

次に、3点目の道州制に対する見解でございますか、道州制につきましては、政府が経済界の要望を受け、現在の中央集権体制から地域自立体制へと、国の統治のあり方を根本から見直し、道州、基礎自治体による多様な地域経営の実践を可能するものでございます。

道州、基礎自治体それぞれがグローバルな視野に立って、地域経営を実践し、新たな成長を創造することにより、各地に活力に富んだ自立した広域経済圏が形成され、東京の一極集中が解決されるとともに、地域の経済力が底上げされ、

我が国全体の豊かさが増すものと聞いております。

しかしながら、戦後地方制度は基礎的な自治体である市町村と、広域自治体である都道府県で構成をされてきました。道州制はこの仕組みを変え、現行の都道府県を廃止し、10前後の道州に再編するものでございます。政府と経済界主導の道州制導入議論の中で、平成20年11月26日全国町村長大会において議員ご指摘のとおり、「強制合併につながる道州制には断固反対する」との特別決議を行いました。また、平成21年6月15日にも「経済財政改革の基本方針2009に対する意見」として題して、「これ以上国民不在の議論を続け、町村の存在を否定する道州制の導入には断固反対であり、道州制基本法の制定に向けた検討期間の内閣設置は容認できない」と政府・与党に申し入れを行っており、私の考えも全国町村会の思いと同じでございます。

特に決議文の中にもありますように、人口が一定規模以上でなければ基礎自治体に足り得ないという考えが国にあるとするならば、現存する町村と多様な自治のあり方を否定するものであり、決して容認できるものではございません。なお自公政権下の2007年1月から道州制導入に向けた課題を検討してまいりました政府の「道州制ビジョン懇談会」は、近々廃止の手続きに入ると2月の衆議院予算委員会で官房長官が述べられております。

また退陣されました鳩山政権下では、自公政権下での中央集権型道州制に対し基礎自治体である市町村を重視する地域主権の実現を優先した「地域主権型道州制」が動き出しております。既に政府は地域主権戦略会議を設置し、「国と地方の協議の場の法制化」を始め「自治体への義務づけ・枠づけの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「補助負担金の一括交付金化」「地方自治法の見直し」「税制改正」などの検討が進められております。

また、活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域でさまざまな主体が協働と連携で、地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取り組みが展開できるよう「緑の分権改革」の推進や、「定住自立圏構想」の推進を始めとして、過疎地域などの条件不利地域への自立、活

性化の支援策が打ち出されてきております。

大台町としていたしましては、こういった施策を活用し「住んで良かった」「ずっと住み続けたい」と、だれもが思える大台町を、町民の皆様との協働でしっかり構築していきたいと考えております。

また、菅政権下での国の改革が、小さな市町村でも地域主権を確立してゆけるものなのかどうか注視をしてまいりたいと存じますので、議員のご理解とご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 民主党の地域主権を読み解く九つのキーワードということで、一つには地域主権、それから地方分権改革推進計画、義務づけ・枠づけの見直し、国と地方の協議の場の法制化、地域主権戦略会議、地域主権戦略の工程表、一括交付金化、事務の共同処理、道州制というふうなことが、民主党が考えておる地域主権を解釈していくキーワードというふうに言われております。

私は前述しましたように、地方分権と言いながら、この間やられてきたことは三位一体改革による地方交付税など地方財源の大幅削減と市町村合併の押しつけで、その先は道州制ということにあったということ、改めて思い起こして民主党のこの地域主権とは何かということ、自治体は問うていく必要があるかというふうに思うんです。今申しましたキーワードの中で、結局落ちつく先は、道州制ということであります。その段階論として、権限移譲をして事務事業を地方がこなせないなら、こなせるような規模にしていけ、こういうことなんですね。ですからその終着駅は私は自公政権のときの分権が狙う道州制、民主党政権になっても行き着く先は道州制と。これは一貫した考え方ではないかと思っておりますので、この点についてまず町長の見解を伺いたいと思います。

次に、具体的にその骨子案が出されたということでございます。もう既に見ていただいておりますのではないかというふうに思います。そういうことを前提にしまして、これは原口総務大臣ですか、この方がはっきりと地方自治体間にサ

サービスの差異が生じると。そういう差異が生じるのは、住民が選んだ首長や議会の責任だと。ですから住民もどんなに他の自治体とのサービスに格差が生まれても、それは自分たちの責任だよということを、はっきり言っているわけなんです。ここで以前にも、地方間で競争しあうというようなこともあって、それが地域の活力を生むんだというような論立てでございましたけれども、ここでもそういったことを言われております。このことにつきましても、町長の見解を伺いたいというふうに思います。

それから公共サービスに対する国の財源補償である補助金をなくす、用途を定めない一括交付金につきましても、これはこの一括交付金を導入するにおいては、やはり地方交付税で交付されておりますけれども、これは削減していくというふうにはっきり言っておるんですね。地方への歳出は削減していくと、こういう狙いもあるということも見ていく必要があるというふうに思います。自治体問題研究所の皆さん方も、この雑誌なんですけれども、そこを非常に警戒をされておる。一括交付金化で地方としては非常にお金を使いやすくなるようなイメージが生まれますけれども、その際にこの三位一体改革でやられたように、仕事は地方に回すが補助金は減ると、財源移譲はするというようなものの相殺して地方の負担が増えたというような、こういうことがまた再現される危険性があるというふうに指摘をされておりますので、この点につきましても伺いたいというふうに思います。

次にこの骨子の中で、基礎自治体が自主的・総合的に行政を実施できるようにというふうに求められております。これはいろいろな論議が重なって、結局は大台町が権限移譲を受けて、その仕事をこなせないようなことでは困ると、こなせるような、その前に事務の共同処理を考えろとかあるんですけれども、最終的にはやっぱり30万人規模でないと、実際権限移譲を受けて、自治体はその仕事をこなしていけんようなところを想定しておるという懸念が、いろいろ指摘をされております。この三つにつきましても、改めて伺います。

道州制については、町長もはっきり全国町村会の立場で行動していくと言明

をされました。大変大事なことだというふうに思います。その前段のいろいろな民主党が地域主権という形でやってくることに、骨子ですね、3点改めて述べましたので、このことにつきまして答弁を求めます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） まずこの今の地域主権の戦略会議ということで、いろいろな方策が出てこようとしております。その中で狙いは道州制と、こういうようなことをごさいますて、以前の民主党さん、全国の自治体を市町村を300乃至400にするんだと、こういうようなことで平成12年ごろからそのように申し上げられておりました。そのことは今も変わっていないと思いますし、地域主権型の道州制というような方向性もあるのではないかと、こう思っているところをごさいます。

そこへ持っていくために、いろいろな形で今言われました九つのキーワードというようなものがあるわけでもごさいます。そこへもってきたもので、一つひとつが戦術として持たれておるのではないかと、こういうふうに私も感じているところをごさいます。その中で原口プランが示されました。いわゆる一括交付金を含めて地方が主体的に活動ができるという、そういう部分で主権者として、きちんとやっていきなさいよと、こういうようなことをごさいますて、その中で一括交付金を知恵を出しながら、町民の皆さん、住民の皆さんともに社会を作り上げてくださいというふうなことで、そこにはいろいろな前向きな自治体であるのか、後ろ向きで自治体であるのか、それは格差が出てくるでしょうねというふうなことなんです。これは以前からもやはりしっかりやるところ、そうでないところ、いろいろあってそれなりに格差もあったんだろうと思います。

しかしそれを担保する地方交付税とか、そういうものがきちっとあって、その中でそれぞれの地域が特色を出しながら取り組んできたというのが、これまでの体制です。いったん三位一体改革というふうなことで、頓挫をしたようなことをごさいます。あれでずたずたにされました。されましたけれども、それ

から民主党政権になり何とか交付税も多少は戻ってきたわけでもございますが、そういうようなことで、これからもやはり地域環境像というのはそれぞれにあると思います。ある意味、ええ意味もですね、先進地そこにならって、それを取り入れながら、全部取り入れるとは言いませんけれども、習いながら少しでもこの地域をよくしていくという、その姿勢はいつまでも大事だと思っておりますが、そこで頑張っていけないかんわけなんですけれども、そういう地域間格差が生じる、そいいうようなことで、悪かったのはその首長を選んだ皆さんが悪いんだよというふうなことになるのと、これまたおかしなことになっていきますんで、何が格差なのかというふうなことも、きちっとやっぱり見極めていく必要があるだろうというふうに思います。ちょっと注意をしていかならん部分でございます。

また一括交付金も先ほど申し上げましたように、交付税の削減の狙いがあるというふうなこともおっしゃられましたけれども、これもしっかり見ていかならんのです。先だっても内閣府のほうから全部ではないんですけれども、三重県下でも7市町に対して意見を聞いてきたんです。そのことが町村会の中でも出まして、皆さんのところに行っていますかというふうなことで、来ているところ、来ていないところありましたので、それならば三重県町村会として国に声をあげやないかんというふうなことで、一つまとめたようなものをつくらうやないかと。各町長がそれぞれ意見を持ち寄って、それを国に上げていこうやないか、町村会を通じて国へ上げようやないかというふうなことで、三重県町村会としてまとめたようなものもあるわけなんです、その中には地方交付税総額の減額に絶対つながらないことということが、まずございます。

そして、今補助金の総額があるわけなんです、この総額をきちんと確保してその分を一括交付金として、出してこいということがございます。また当然のこととして経常的な経費も使えやないかんわなというふうなことで、人をしるなよと。そのことが言わば地域の本当の特色を生かした活動の資金になるやないかと、こういうことです。で、努力した地方が報われる、そういう制度

にしていけないかん。頑張った地方が報われるよと、みんな輝いてきたよというように持っていかないかん。それがこの役割やないかというようなことで、一括交付金に関しては申し上げてきたようなことでもございます。そういうことで人をしばらないような、そして自由、自由と言っても無茶苦茶なことに使えるわけにはいきませんが、地域がよくなっていく方策になって、しっかり努めなさいというふうなことでの頑張る度合いですね、こういったような部分について、地方がどれだけ知恵を絞るとか、前向きに取り組んでいくのかというようなことで、いい方向でこれは使っていないかんと思います。そういう意味で一括交付金があるべきだというふうに思っております。

また権限移譲で、大きな自治体というふうなことで、どんどんあがってきて、とてもじゃないけど、この大台町ではこれ賄いきれんわなど、そういうようなものを下ろしてきてもらっても、これはいかん。これはもう本当にどうしても30万人規模にもっていくような手だてに、これなってきますので、そういったようなものについては、やはり県がやるとか、国がすべきものとか、そういうようなものをやはりきちんと縦わけをせないかんと思います。とてもじゃないけれども、1万人、2万人の町でこなしきれないというような限度が、当然ありますから、そういうような部分について、やはりきちんと国がやるべきこと、県がやるべきことという縦わけというものを、やはりやっていくべきであると思います。共同処理もそういうようなことであろうと思います。ただ今広域的に取り組んでおりますごみ処理にしても、し尿処理にしても、消防にしてもいろいろいな形で取り組んでおりますけれども、そういった一つの小さな町で取り組めない部分というのが、まだまだこれからも出てくるだろうと思います。病院のことでもそうだと思いますが、取り組めないような部分については、例えばこの地域でしたら松阪市を中心とした周辺の町、市町で一括して事務処理を行うというようなことですね、このことは非常に定住自立権ですが、これが非常に大事やと思います。

今、先ほど申し上げられた阿智村も含めて、長野県の飯田市を中心に、下庄

村とか、例の泰阜村とか、阿智村とか、いろいろな小さな600人から2、3000人の村、町が寄っておるんですが、そういったところでいろいろな自分の町でできないこと、そういうような共同で飯田市を中心にしてやっていくべきやないかというようなことで、取り組んでいくことは、今後たいぶ重要になってくるのではないかなと思っております。そういう意味では、管内のトップ会議がある中で、松阪市を中心としてやっていく部分が大事やわなというようなことで、この間も少し申し上げる中で、定住自立権構想について、もう少し勉強していこうやないかと、事務レベルでやらしてもらおうやないかということで、近々始まってくると思いますが、そういうようなことが今後大事になってくるだろうと思います。

そういう意味でも松阪市がかなり大きなキーポイントというんですか、そういったようなことを占めていくのではないかなと思っております。いずれにしましても、行き先はどこなんかという狙いをきちっと見極めながら、そのために出てくる部分ですね、今おっしゃられた九つのキーワードありますけれども、そういった部分というものをしっかりと見極めながら、一つひとつ対応していかなければならない。そういう感覚でおります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 2項目の鳥獣被害対策について質問をいたします。平成20年2月21日から鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律が施行されております。同法は市町村が主体的に被害防止策に取り組むことができるようにするため、農林水産大臣が指定する基本指針に則して単独で、または共同して被害防止計画を作成することができるようにするとし、またこのほか被害防止計画を作成した市町村について、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施を支援するため、地方交付税制度の拡充、その他必要な財政上の措置を講じることとしていることから、町の被害防止計画は必要なのではと考えますので、策定されておりますかどうか伺いたいと思います。

2点目の問題でありますけれども、まず私この質問をしようとしたのは、5月22日付けの新聞赤旗に「鳥獣被害防止交付金削減やめて」事業仕分けに対して長野県等の県議団が申し入れをしたというのが、ヒントになっておりまして、民主党政権による事業仕分けで長野県が要望した鳥獣被害防止総合交付金が、70%以上削減されたという報道であります。

次に福井県でも鳥獣被害の交付金が削減されたという報道がございます。そして6月14日の中日新聞にも「期待は戻るか政権交代の現場から」という記事の中で、また鹿にやられた三重県大紀町の米農家田中富士雄がなげく、水田に無数の足跡がつき穂先がくいちぎられていた。町全体では農作物への鳥獣被害は年間1000万円を超える、これを防ぐ電気柵が張りめぐらされているが、田中の農地は半分しか囲まれていない。政府が農家への戸別所得補償に着手する一方、柵の設置を支援する予算を大きく削ったためだ。理由はマニフェストになかったから、農林水産省。大紀町は国に7500万円を求めたが、交付額は5分の1、田中はこれも農業を支えている大切な事業なのにと憤るという記事でございまして、大台町におきまして、当然各県の交付金が削減されている状況から三重県の交付金も削減されるのは必至のことだというふうに思います。

町のほうでは平成21年度の予算におきまして、2063万2000円が獣害対策費として当初予算で組まれております。この2063万2000円が交付金の削減でどれだけ減らされるのかということになるんですけれども、このことについて伺いたいというふうに思います。

どことも交付金が減らされた分、農家は被害対策してもらわな大変だということから、何とか県単独で、あるいは町単独で住民の要望を叶えてくれということでの動きがございまして。当然町も獣害対策費2063万2000円は、前年度の事業実績か、あるいはこの平成22年度に被害防止対策を講じてくれという農家の要請を受けての予算措置だというふうに思います。答弁が当然あるかと思いますが、削減されてきた部分についての手当を、町はどう考

えているかについても伺いたいというふうに思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは2問目の鳥獣被害対策についてお答えをいたします。まず1点目の「鳥獣被害防止計画」の策定についてでございますが、町の被害防止計画は平成20年6月9日付けで「大台町鳥獣被害防止計画」を告示し、平成20年度から3カ年計画で事業を実施しております。計画の主な内容といたしましては、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止に関する基本的な方針、対象鳥獣の捕獲等に関する事項、防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項、被害防止施策の実施体制に関する事項などを盛り込み、対策を講じているところでございます。

なお平成23年度以降についても防止計画の策定を行ってまいりたいと考えております。なおこの検討につきましては、先ほどの特別対策にかかる法律に基づくものでございます。

次に、2点目の事業仕分けによりまして、鳥獣被害防止総合交付金の削減についてでございますが、初めに行政刷新会議での鳥獣被害防止総合対策事業仕分けでの意見のとりまとめでは、鳥獣被害防止の対策が重要な課題であることは認識しつつも、農水省のソフト・ハードの施策については、国が行うべきでないという判断で各自治体の特別交付税、大台町でありますと平成21年度1356万6000円によりまして整備していくことが望ましいとの考えから、地方の要望額が削減されたものと伺っております。このことから三重県への影響でございますが、初めに鳥獣被害防止総合交付金事業の内訳でございますが、ハード事業では進入防止柵の設置であり、ソフト事業では有害捕獲委託、猿への電波発信機の装着、捕獲おり購入等の事業を行っております。

今年度の市町の要望額と国の内示額について、県に確認をいたしましたところ、ハード事業では県内13地区で交付金事業要望額2億6563万3000円に対しまして、国の内示額が1億4066万9000円の交付率53%となっております。その内大台町といたしましては9地区で、851万6000円

の事業要望を行い、県からの内示といたしまして656万5000円、77%の割り当てでございました。ソフト事業では県内22地区で要望額4004万2000円に対しまして、国の内示額が3688万9000円で、交付率は92%でございます。町から県への要望額は229万5000円で、この部分は限度額が200万円ということで、満額県から内示をいただいているところでもございます。

町としましては、県内でも多くの割り当てをいただいているところでありますけれども、割り当てされなかった事業費分につきましては、引き続き国県に要望するとともに、進入防止柵の設置などのハード事業につきましては、地域の皆様と調整を図りながら実施をしてまいりたいと考えております。その際、町としての単独事業としてもありうることでございます。そういうことでご理解を願いまして、答弁とさせていただきます。

議長（大西慶治君） 直江修市議員。

6番（直江修市君） 町におきましては、既に被害防止計画が作成されておるとの答弁でございました。この計画について、いつ我々に説明をされましたか、まず伺いたいというふうに思います。鳥獣被害については、非常に議会におきましても、各議員が質問されてきました。大変関心のあることでございまして、こういう計画が作成されたということでの私、説明受けた記憶がないんですけれども、本来説明すべきことではないかと思っておりますので、この点についてまず説明を受けたいと思います。

それから鳥獣被害について、国のやるべき仕事ではないというような言い方の、政権の言い方のようにありますけれども、それでしたら特別措置に関する法律はどこがこしらえたんかということですね。これは全国の被害状況を受けて、今まで法的に定めがなかったやつを、平成20年2月1日から施行できるように、国として法整備したわけなんです。ここではやはりその被害防止対策に要する経費についても、特交での措置とか交付金での交付とかいうことで、これは予算措置がなければ具体的に防止対策が進めませんから、当然の措置で

ありました。それを反故にするというようなことは、まさに中山間地で遊休農地をつくらないようにということで、頑張っている農家に対する冷たい私は仕打ちだと思うんですね。戸別補償対策を講じたとしても、これはこれでまた米の価格が下がっておることに対する措置でありまして、被害防止とはまた別のことであります。ここはしっかり県下で三重県ではもう53%というふうな数字であるようですけども、中山間地の農家の実情をもっと民主党政権はつかんで、国の法律に基づく施策を進めていくべきだというふうに思いますので、改めて見解を伺いたいと思います。

中山間地におきましては、こういう農業問題での獣害対策と合わせて前田議員からも町の林業問題についての質問がございましたけれども、この議会に提案をされております補正予算の中でも、高齢林の整備間伐促進事業補助金、美しいがですね、これ当初予算2500万円全額カットというふうなことで、ここでもこれは事業仕分けによるのかどうかわかりませんが、実際町長力説されたように、森林保全ですね、CO₂対策、そして木材価格の低迷から手入れの行き届いていない、とりわけこの46生以上というのは、もうお金になるような対象にはなりませんけれども、価格が下がったということで、間伐もできないということで放置されている山も、私は補正予算のときにどんだけ対象面積があるのか、これも聞いておきたいと思うんですけども、大体その幼齢林の手入れが終わってきたと。これから対象でなかった高齢林をやっていこうということ、これ昨年から準備されて今年予算つきますよということで、事業体もその事業がおりてくるということで、備えもしとることなんですね。そういうことからこの農業、林業に対する私はその交付金削減という民主党の冷たいやり方に対しては、やはり声をあげていくべきだというふうに思いますので、町長に見解を伺いたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） この鳥獣被害防止計画でございますが、平成20年にこの法律ができてきまして、早速三重県でも第1号でこの計画をつくって、そ

してまた町の鳥獣被害防止対策協議会、これも立ち上げなから対応してきておると、こういうようなことをごさいます。その際にこういうような法律ができてきたことによって、計画をあげていくんだというように、時間はそんなに取らなかったと思いますが、さらりとそういう説明したような覚えが、私にはちょっとあると思うんですが、そういうようなことでさらりと申し上げたことはあったと記憶いたしております。

この中で、この国の責務というように、当然この法律をつくったということがありますので、当然国としてそれなりに対応していかないかと、いっとき自衛隊を出してやるかとかいうような議論されたときもあったようなんですが、そういったようなことも含めながら、予算措置もやり、全国にこの広がる鳥獣被害を何とか防止していこう、削減していこうという、その努力がなるべく国には当然必要なもんだと思っております。

そういうことの中で、今回あちらこちらで削減が出てきたと。ましてやその事業仕分けの中で、国が行うべきではないというふうな、そんな感覚が出てきて、何かマスコミのあるいはパフォーマンスでやるような、マスコミ受けするような、そういったようなものが見え隠れしてきております。その事業仕分けもあれも廃止、これも見直しというように、どんどんやっておられるようなんですが、先だって片山善博さんの話を聞いたときに、徐々に進んでおるんですね。しらっと進んでおるようです。その中で一つ見直しを図ると、あるいは廃止ということになると、マスコミがぱっとなって、それを流すというように、あたかもあれもこれも仕分けにかかってかかって、何もかもあかんというように、そんなような雰囲気、また天下りが全部あかんという雰囲気が出てきておるといふようなことのようなんですが、ほとんどはだっど流れておるようですね。そういうことの中で出てきおると。

ただ仕分けそのものをですね、やはり天下りとか、そういったようなことが、これは排除してかないかん、無駄なものは省いてかないかんという、これはよくわかりますけれども、そのように仕分けでそんな国が行うべきでないとか、

そういったようなものがこの獣害対策について、そんな議論が展開されておるといようなことは、本当に憤りを感じるような思いでございます。そういう中で県も割合この獣害対策については薄いんですね。言うわりには薄いんです。ですので、ほとんどが特交なんかも多少ありますけども、そういう中で我々は皆さんの税金も頂戴しながら獣害対策の中で取り組んできておるといようなことで、本当に大変なんですけど、やはり県ももっとしっかりやってもらわないかん部分があると思うんです。

度会の中村町長あたりはその獣害対策では、しょっちゅう言いますんで、あんた言え、あんた言え、わし言わへんで言うてもとるんですけど、我々も一緒になって行きますけども、そういうようなことで県としてはなかなかそこら辺の腰が、もう一つ前へ進んでこないといふところがございます。これは本当に国も県ももっともっとやっていかなければならない、せっかくこの法律をつくったわけですから、やらないかん。

それから、高齢林の予算なんですけれども、これも丸きり全額カットされて、何なんでいふようなことで、これも私もちょっと業わいとるんですけど、大分これ言うてかないかん、本当に幼齢林の整備が終わってきて、これから高齢林にやって、少々金にしようかという時期ですけど、お金が単価が低いといふふうなことになって、なかなか前へいきにくいといふことで、本当に困っておるんですけども、いろいろなことをやりながら対応してかないかんと、こう思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

議長（大西慶治君） 直江修市議員の一般質問が終了しました。

以上で一般質問を終わります。

散会の告示

議長（大西慶治君） これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次回は18日金曜日、午前9時より再開いたします。皆さんご苦

労さんでございました。

(午後0時01分 散会)